

令和7年第12回農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和7年11月4日(火)							
場所	大潟村役場二階『特別会議室』							
時間	午後1時30分～1時46分							
出席委員	小林信之会長 北村雅幸委員 松橋良子委員 椎川健一委員 工藤猛委員 佐藤友能委員 佐藤千穂委員				渡邊琢磨 飼取拓未 高木茂之 豊島正祥 小松正樹 増永洋			
出席した事務局職員	澤井公子局長 武田聖子事務補助				小野舜 主事			
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 開会 会長あいさつ 議事録署名委員の指名について 議事 【議案第50号・第51号】 農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第52号】 農用地利用集積等促進計画案(令和7年第10号)の意見聴取に対し、意見を求める件について 閉会 							

審議内容	只今から、令和7年第12回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。
会長	<p>今回の定例総会は新メンバーでの初めての会議となります。数々の案件を協議しながら進めていきます。わらない事がありましたら質問もよろしくお願ひ致します。私も初めての議長で緊張しておりますが不慣れなところもありますがよろしくお願ひ致します。</p> <p>業務報告ですが、業務報告に該当する事はありませんでした。以上です。</p>
会長	<p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】</p> <p>3番 松橋 良子 委員 4番 高木 茂之 委員</p>
	休憩 1:33 再開 1:34
会長	議事日程についてお諮りいたします。議案第50号及び議案第51号は関連がございますので一括上程してよろしいでしょうか。
委員各位	異議なし。
会長	議案第50号及び第51号「農地法第3条の規定による農地の所有権移転許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局長	<p>議案第50号は法人へ移転の為の設定、議案第51号は離農による贈与の為の設定です。</p> <p>(議案第50号及び第51号について、議案書及び調査書の朗読)</p> <p>本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会長	事務局説明に対し、発言のある方は举手願います。

渡邊職務代理	議案50号の自作地は譲渡人が今まで経営していたのですか。
局 長	いいえ。今回譲渡するにあたり借人と解約をしており譲渡人に面積が戻ったということとなります。
会 長	他にご意見ございませんか。
小松委員	議案50号のような法人代表の個人所有農地を法人へ所有権を移転すると言うことは多々あるのですか。
局 長	法人代表の個人所有農地を法人へ賃貸することはよくありますが、所有権を移転するのはそんなに多くはなく、この方については数年おきに行っております。
会 長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会 長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第50号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。
会 長	議案第51号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会 長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。

会長	議案第52号「農用地利用集積等促進計画案(令和7年第10号)の意見聴取に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。
局長	<p>本案件は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積等促進計画(案)の適否についての意見を求められたものです。</p> <p>詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。</p>
小野主事	<p>整理番号7-130離農により、田2筆34,664m²、対価総額36,397,200円の所有権移転。</p> <p>整理番号7-131田2筆34,664m²、対価無償、期間1年間の使用貸借権設定。</p> <p>整理番号7-132離農により、田1筆1,396m²、対価総額558,400円の所有権移転。</p> <p>整理番号7-133田1筆1,396m²、対価総額579,400円の所有権移転。</p> <p>整理番号7-134離農により、田1筆2,069m²、対価総額827,600円の所有権移転。</p> <p>整理番号7-135田1筆2,069m²、対価総額850,600円の所有権移転。</p> <p>整理番号7-136離農により、田5筆21,362m²、対価10a 17,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-137田5筆21,362m²、対価10a 17,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-138離農により、田2筆9,871m²、対価10a 20,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-139田2筆9,871m²、対価10a 20,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-140高齢化による経営縮小により、田2筆9,937m²、対価10a 14,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p>

	<p>整理番号7-141田2筆9,937m²、対価10a 14,000円、期間10年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-142離農により、田4筆18,276m²、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-143田4筆18,276m²、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号7-144耕作不便により、田1筆993m²、対価総額300,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号7-145田1筆993m²、対価総額318,000円の所有権移転です。</p>
会長	事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。
椎川委員	整理番号7-133と7-135は同一譲受者ですが計画後最終面積が7-135の面積となるのですか。
小野主事	いいえ。計画後面積は耕作面積にそれぞれの移動面積を加えた面積となっております。最終面積はどちらか一方の計画後面積にもう一方の移動面積を加えた面積となります。同様に整理番号7-141と7-143もそのようになっております。
会長	他にご意見ございませんか。
委員各位	なし。
会長	ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第52号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。
委員各位	全員・挙手
会長	ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。

会

長

今日の議案審議は以上です。

ありがとうございました。